

第5章 笑顔で健やかに暮らせるまちづくり

地域医療体制・制度の充実

- 1 充実した地域医療の確保
- 2 救急医療体制の充実

健康づくりの推進

- 1 生涯を通じた健康づくりへの支援

福祉ネットワークの推進

- 1 多機関の協働による包括的相談支援体制の構築
- 2 分野横断的な福祉サービスの展開
- 3 成年後見制度などの権利擁護の充実
- 4 高齢者、障がい者、こどもへの虐待対応
- 5 子育て環境の充実
- 6 制度の狭間への対応
- 7 生活困窮者への支援
- 8 全庁的な就労支援体制の確立
- 9 福祉サービスの質の向上と供給量の確保
- 10 須賀川市社会福祉協議会との連携強化
- 11 ボランティアやNPO活動の推進



だれもが地域で生き生きと暮らすことができる、地域共生社会の実現を目指しています

第5章

笑顔で健やかに暮らせるまちづくり

1 地域医療体制・制度の充実

1 充実した地域医療の確保

現状と課題

全国的な医師不足を背景に、本市においても医師が不足し、地域医療体制の確保が難しい状況にあります。

また、高齢化の進展などにより、今後も医療に対する需要はますます増加することが見込まれます。

国民健康保険制度や後期高齢者医療制度は、医療技術の進歩などにより医療費が増加傾向にある中、地方においては、経済情勢の低迷などにより被保険者の負担力が低下し、大変厳しい財政状況にあります。

限られた医療資源のもと、市民の安全・安心を支えていくためには、病院や診療所が連携して個々の特徴を生かした役割分担を行う病診（病病）連携（※1）や、いざというときには専門医を紹介してくれる身近な「かかりつけ医」をもつことを推進するために、行政・関係機関が連携して市民へ普及啓発をすることが求められています。

目指すべき姿

- 病気やけがの際に安心して医療が受けられています。
- かかりつけ医がいることで、安心して医療を受けられ、相談することができます。
- 市内の医療機関の連携が図られています。
- 産科・小児科に対応できる病院の体制が維持できています。
- 国民健康保険制度や後期高齢者医療制度が安定的に運営されることで、被保険者が安心して医療を受けることができます。

課題解決のための取組

- 医療機関や市民の協力のもと、医師の招へいに努め、充実した地域医療体制を確保します。
- 国民健康保険の広域化などにより、一層の国保財政の安定化を図るとともに、引き続き国民健康保険制度への理解と医療機関の適正受診を促します。

それぞれの役割分担

自分自身でできること

- かかりつけ医をもつことや、重複受診をさけるなど、医療機関の適正受診に努めます。
- 地域の医療体制への理解を深めます。

地域で共に取り組むこと

- 地域の医師不足の現状を理解し、本市で働く可能性のある医師に対しては、本市の情報を提供します。

行政などができること

- 医療機関同士の連携を推進し、身近なかかりつけ医の定着など地域完結型の医療体制の整備に努めます。【全庁】

○コンビニ受診（※2）の抑制など、医療の適正受診のための啓発を行います。【健康づくり課】

○市内の中核的な病院である公立岩瀬病院を支援します。【健康づくり課】

○産科・小児科医の招へい支援に努めます。【健康づくり課】

○国保税の口座振替を推奨するなど、納付方法の拡充に努めるとともに、ジェネリック医薬品（※3）の使用を促進し、保険制度の適正な運営に努めます。【保険年金課】



※1 **病診（病病）連携**：病院と診療所、病院と病院がそれぞれの役割、機能を分担し、お互いに連携しながら、より効率的、効果的な医療を提供すること

※2 **コンビニ受診**：軽症の人が、本来重症者の受入れを対象とする救急外来を、コンビニを利用するように夜間や休日に気軽に受診すること

※3 **ジェネリック医薬品**：先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に発売される、安価な後発医薬品

第5章

笑顔で健やかに暮らせるまちづくり

1 地域医療体制・制度の充実

2 救急医療体制の充実

現状と課題

医師の偏在や高齢化などにより、救急医療体制の維持が難しくなっています。

また、「コンビニ受診」と呼ばれる、軽症患者の二次救急医療機関（※1）への時間外受診の増加により、医療従事者が疲弊しています。

須賀川地方保健環境組合では、休日夜間急病診療所（市保健センター内）において須賀川医師会・薬剤師会の協力のもと、小児の初期救急医療を中心とした診療を行っていますが、医師の高齢化が進んでいることや、緊急性の無い、軽症での受診者の増加などから、診療体制の維持が困難になっています。

安易な救急車の要請も増加傾向にあり、搬送後に入院の必要が無い軽症患者が全体の約4割を占め、重症患者の搬送が遅れることが危惧されます。

本来、入院治療が必要な重症患者に対応すべき二次救急医療機関では、診療科の偏在や医師不足などにより救急搬送を受け入れられず、市外の病院への搬送をせざるを得ない状況を招いています。

目指すべき姿

- 緊急時に症状に応じた必要な救急医療が受けられています。
- 病院と救急隊が連携を図ることで効率的・効果的な救急医療体制が確立されています。

課題解決のための取組

- 救急医療体制が、維持・充実できるよう市内の医療機関を支援します。
- 救急医療体制の周知や医療機関の適正受診の啓発に努めます。
- 救命率向上のために、現場に居合わせた市民が心肺蘇生や AED（※2）の操作などの応急手当をできるよう関係機関と連携しながら啓発に努めます。

それぞれの役割分担

自分自身でできること

○日頃からかかりつけ医をもち、症状にあった適切な医療機関の受診に努めます。

○コンビニ受診を自粛するとともに、夜間におけるこどもの病気や事故への対処については「福島県子ども救急電話相談（#8000）」（※3）などを活用します。

地域で共に取り組むこと

○けが人や急病人が発生した場合に、その救護のため、救急蘇生法の実施に加え、必要に応じて適切かつ速やかに救急要請することを心掛けます。

行政などができること

○関係機関の機能分担と連携を図ります。【健康づくり課】

○休日の二次救急は、病院群輪番制（公立岩瀬病院、須賀川病院、池田記念病院）を中心に対応します。【健康づくり課】

○市内で対応できない重篤な疾患やけがについては、二次医療圏（※4）において救急医療が完結できる体制の整備を目指します。【全庁】

○公共施設において、AED設置の促進と、適正な維持管理を図ります。【全庁】

○緊急時の医療体制の整備と周知を図ります。【健康づくり課】

○休日夜間急病診療所の運営支援により、須賀川地方の初期救急体制を維持します。【健康づくり課】

○広報紙やホームページで医療機関の適正受診の啓発に努めます。【健康づくり課】

○#8000や「全国版救急受診アプリ（Q助）」（※5）の普及に努めます。【全庁】

※1 二次救急医療機関：入院を要する救急医療を担う医療機関

※2 AED：自動体外式除細動器。心室細動を起こした人に電気ショックを与え、正常なリズムに戻す医療機器

※3 福島県子ども救急電話相談（#8000）：福島県が実施しているこどもの保護者などを対象とした夜間の電話相談。こどもの様子を聞き、家庭で可能な対処法などのアドバイスや、必要があれば受診可能な医療機関を案内しています。

※4 二次医療圏：高度、特殊な医療サービスを除き入院医療及び専門外来医療を提供する区域。県内に6つある区域のうち、須賀川市・郡山市・田村市・石川郡・田村郡・岩瀬郡が県中二次医療圏を構成しています。

※5 全国版救急受診アプリ（Q助）：総務省消防庁が提供しているアプリ。該当する症状などを選択すると、緊急度に応じた対応が表示されます。

第5章

笑顔で健やかに暮らせるまちづくり

2 健康づくりの推進

1 生涯を通じた健康づくりへの支援

現状と課題

健康寿命（※1）の延伸を図るため、生活習慣病の予防対策が重要であり、特定健康診査（※2）などの受診率向上を目指し、特定保健指導（※3）対象者や重症化予防対象者に対する保健指導を継続して行い、生活習慣病を重症化させないための取り組みが必要です。

また、市民の健康づくりには、こどもから高齢者まで各年代に応じた切れ目のない支援体制を構築することも重要となります。

目指すべき姿

- 各年代に応じた心身の健康保持・増進が図られ、健やかに暮らすことができています。
- 生涯にわたって定期的に健診（検診）や予防接種を受けることで、病気の予防や早期発見・早期治療につながっています。
- 適切な食習慣と運動習慣の促進などにより健康が保持されています。

課題解決のための取組

- 市民、医療機関、行政が連携して、生活習慣病の発症や重症化を予防し、市民の健康寿命の延伸を図ります。
- 食育の推進、運動の習慣化、適度な休養と適正な飲酒など、各年代に応じた健康づくりをきめ細かく支援します。



それぞれの役割分担

自分自身でできること

○「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、疾病に対する知識を習得するとともに、食生活やたばこ、生活習慣の改善を図り、がん検診・特定健康診査などを積極的に受診して、自分の健康状態を把握します。

○生涯にわたって定期的に健康診査や予防接種などを受けることにより、病気の予防や早期発見、早期治療につなげます。

○お互いに健康や命を守り合えるように献血へ協力します。

地域で共に取り組むこと

○悩んだときに孤立せず、家族や地域で支え合うことで心の健康を保ちます。

○地域活動を通し、子どもの頃から適切な食習慣や運動習慣づくりに取り組みます。

行政などができること

○誰もが安心して暮らせる環境整備を目指すとともに関係団体と連携して、住民の生活習慣の改善や健診（検診）などに関する情報を発信し、住民の取り組みを支援します。【健康づくり課】

○がん検診、特定健康診査などを実施して病気の早期発見、早期治療につなげます。【健康づくり課】

○広報紙やホームページなどで各種健診（検診）、地域活動などの情報を積極的に提供します。【健康づくり課】

- ※1 **健康寿命**：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間
- ※2 **特定健康診査**：日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの方を対象とした、メタボリックシンドロームに着目した健康診査
- ※3 **特定保健指導**：特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフが生活習慣を見直すサポートをします。

第5章

笑顔で健やかに暮らせるまちづくり

3 福祉ネットワークの推進

1 多機関の協働による包括的相談支援体制の構築

現状と課題

本市における福祉に関する相談窓口は、生活困窮者を対象にした自立相談支援窓口（市内1か所）、障がい（児）者を対象にした相談支援事業所（市内3か所）、高齢者を対象にした地域包括支援センター（市内4か所）、子育て中の親子を対象にした子育て支援センター（市内8か所）と2018（H30）年4月から健康づくり課内に子育て世代包括支援センターが設置されており、それぞれの窓口で保健師や社会福祉士、介護支援専門員などの有資格者による相談支援業務を行っています。

課題としては、自立相談支援窓口と子育て支援センターについては、相談窓口としての認知度がまだまだ低いこと、相談支援事業所と地域包括支援センターについては、相談件数が多いこと、さらに複合化・複雑化した問題を抱えたケースが増加しており、その課題への効果的・効率的な相談業務の対応が課題となります。

目指すべき姿

- 誰もが困ったときに気軽に相談できる体制が構築されています。
- 市民が抱えている課題に corres 応することができるよう、制度の狭間や垣根を越えた対応ができています。
- 地域福祉活動を実践するさまざまな関係者が役割を分担しながら協力し、市民の相談に 応 じていることができます。



課題解決のための取組

- 福祉や保健について、市民の誰もが気軽に相談できるワンストップ相談窓口体制を構築することを検討します。
- 現行の自立相談支援窓口の認知度が低いことから、悩みを抱えた市民が気軽に自立相談支援窓口を利用できるよう、制度の周知を積極的に行います。
- 自立相談支援窓口、相談支援事業所、地域包括支援センター及び子育て支援センターで相談支援業務に従事する職員のスキルアップを図り、さらなる機能強化を図ります。

それぞれの役割分担

自分自身でできること

- 一人で悩まず相談します。
- 身近な相談窓口の情報を収集します。

地域で共に取り組むこと

- 地域包括支援センターや地域支え合い推進員が地域の一義的な相談窓口として機能するとともに、関係機関との連携を図ります。

○隣近所で悩みを抱えている人へ積極的に相談窓口を紹介します。

行政などができること

- 複合化・複雑化する課題に対応するために、多機関の協働による包括的相談支援体制を早急に構築します。【社会福祉課・長寿福祉課・

健康づくり課・こども課・社会福祉協議会】

○地域包括ケアシステム構築を推進し、地域支え合い推進員や地域包括支援センターの相談支援機能の充実を図ります。【長寿福祉課】

○障がい（児）者を対象とした相談支援事業所の相談支援機能の強化を図ります。【社会福祉課】

○まだまだ自立相談支援窓口の市民の認知度が低いことから、自立相談支援窓口を広く市民にPRし、周知を図ります。【全庁】

○現行制度の対象外となる制度の狭間にある方への支援のあり方について検討します。【社会福祉課】

第5章

笑顔で健やかに暮らせるまちづくり

3 福祉ネットワークの推進

2 分野横断的な福祉サービスの展開

現状と課題

これまでの公的な福祉制度は、こども、障がい（児）者、高齢者などを対象として、支援が必要となる典型的な要因を想定し、それぞれの対象者ごとに整備され、充実が図られてきました。

しかしながら、社会情勢の変化に伴い複合化・複雑化した課題がある世帯や、自ら相談に出向くことが困難な人、地域において孤立する人や、既存の制度の狭間にあって解決が困難な課題を抱えている人など、「縦割り」で整備された公的な福祉制度のみでは対応が困難なケースが顕在化しています。

国においては、様々な分野の課題が絡み合って複合化・複雑化した課題を解決するために、従来の「縦割り」のサービスの提供から、複合化・複雑化した課題を「丸ごと」支援するため地域共生社会の実現を目指しています。

本市においても、現在制度ごとに実施している福祉サービス利用者の支援や生活の質の向上を図るため、国のガイドライン（地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン）に基づきながら、高齢者、障がい（児）者、こども・子育てなどの福祉サービスを総合的に提供することや、高齢者と障がい（児）者が同一の事業所でサービスが受けられる共生型サービス提供体制の構築などを検討していきます。

目指すべき姿

- 誰もが地域で安全・安心して暮らせています。
- 必要なサービスが、サービスを必要としている人に、公平に行き渡っています。

課題解決のための取組

分野横断的なサービス提供事業としては、次の事業を今後検討していきます。

- 地域の社会資源を開発するコーディネーターを配置する事業と生活支援体制整備事業の

地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）との連携事業（介護保険制度の地域支援事業の中の「生活支援体制整備事業」と我が事・丸ごと地域づくり推進事業の「地域力強化推進事業」を合同で実施）

●成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施について、高齢部門と障がい部門を一本化して実施する事業（障害者総合支援制度の「成年後見制度普及啓発事業」と介護保険制度の「成年後見制度利用支援事業」を合同で実施）

●小・中学生に対して放課後に行う学習支援事業について、対象者を保護者の収入などで限定せず一体的に実施することの学習支援事業（生活困窮者自立支援事業の「学習支援事業」とひとり親家庭支援制度の「子どもの生活・学習支援事業」と文部科学省補助事業の「地域学校協働活動推進事業」を合同で実施）

●高齢者や障がい者などの住宅確保要配慮者が円滑に入居できるよう、住宅に関する情報提供、入居に関する相談支援などの居住支援の取り組みを対象者を限定せず一体的に実施する事業（介護保険制度の「地域自立支援事業」と障害者総合支援制度の「住居入居等支援事業」と生活困窮者自立支援事業の「居住支援事業」を合同で実施）

それぞれの役割分担

自分自身でできること

- 一人で悩まず相談します。
- 身近な相談窓口の情報を収集します。

地域で共に取り組むこと

- 地域に支援を必要としている世帯があれば、積極的に相談窓口を紹介します。

行政などができること

- 地域力強化推進事業のコミュニティソーシャルワーカーと生活支援体制整備事業の地域支え合い推進員と合同で地域のコーディネーターとなる体制を構築します。【社会福祉課・長寿福祉課・社会福祉協議会】

○学習支援が必要な児童・生徒に、保護者の収入などで限定せずに、必要な支援が行き届く事業展開をします。【社会福祉課・こども課・学校教育課】

○制度の垣根を越えた成年後見制度を確立します。【社会福祉課・長寿福祉課・社会福祉協議会】

○制度の垣根を越えた成年後見制度を確立します。【社会福祉課・長寿福祉課・社会福祉協議会】

○住宅セーフティネットを確立します。【社会福祉課・建築住宅課・社会福祉協議会】

第5章

笑顔で健やかに暮らせるまちづくり

3 福祉ネットワークの推進

3 成年後見制度などの権利擁護の充実

現状と課題

地域においては核家族化が進行しており、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。2000（H12）年と2015（H27）年の国勢調査の結果を比較すると、高齢者夫婦のみの世帯数は1,230世帯から2,495世帯へと約2倍に増加、高齢者単独世帯数は1,056世帯から2,255世帯と2倍以上に増加しています。

本市では、こうした状況を受けて、権利擁護事業として成年後見制度（※1）を高齢者と障がい者を対象に実施しており、後見人には司法書士などの専門職を選任しています。

2018（H30）年10月1日現在の利用者は、高齢者が18人、障がい者が8人となっており、ともに年々増加傾向にあり、その必要性は今後も高まっていくと考えられます。

課題としては、対象者が限定されていることから、制度の狭間にある方（判断能力が不十分な方など）への支援と市民後見人や親族後見人の育成や活動支援があります。

また、須賀川市社会福祉協議会では、自身での金銭管理が困難な方を支援する「安心サポート事業」を実施していることから、継続して支援をするために、法人後見制度を実施することを検討します。

目指すべき姿

- 誰もが困ったときに気軽に相談できる体制が構築されています。
- 市民の抱えている課題に corres 応することができるよう、制度の狭間や垣根を越えた対応ができています。
- 判断能力が不十分な高齢者や障がい者の権利擁護のため、成年後見制度などの利用が促進されています。

課題解決のための取組

成年後見制度の対象者を、高齢者・障がい者に限定せずに、判断能力が不十分な方を含めた「(仮称)須賀川市成年後見制度事業計画」を策定し、成年後見が必要な方に必要な量のサービスを提供できるようにします。

また、多様な成年後見制度のニーズに対応するため、社会福祉法人須賀川市社会福祉協議会などの法人による法人後見制度などを導入します。

それぞれの役割分担

自分自身でできること

- 一人で悩まず相談します。
- 身近な相談窓口の情報を収集します。

地域で共に取り組むこと

- 隣近所で悩みを抱えている方へ、積極的に相談窓口を紹介します。

行政などができること

- 成年後見制度の対象者を、高齢者・障がい者に限定せずに、判断能力が不十分な方を含めた「(仮称)須賀川市成年後見制度事業計画」を次期地域福祉計画の中に位置づけます。【長寿福祉課・社会福祉課・社会福祉協議会】
- 法人後見制度を確立します。【社会福祉協議会】
- 多様な後見制度の導入を検討します。【長寿福祉課・社会福祉課・社会福祉協議会】
- 成年後見制度の周知を図ります。【全庁】
- あらゆる成年後見制度の窓口となる「(仮称)成年後見センター」を、「多機関の協働による包括的相談窓口」に設置します。【社会福祉課・長寿福祉課・社会福祉協議会】

※1 **成年後見制度**：知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するため、後見人などを定める制度。判断能力の低下が一定レベルに達した場合に、民法の規定に従って、家庭裁判所の審判によって後見人などを定める法定後見制度と、本人が判断能力を有している間に、判断能力が不十分になった場合を考えて、あらかじめ契約で後見人を決めておく任意後見制度とがあります。

第5章

笑顔で健やかに暮らせるまちづくり

3 福祉ネットワークの推進

4 高齢者、障がい者、こどもへの虐待対応

現状と課題

本市の高齢者などの虐待通報又は届出件数は以下のとおりとなっています。

対象者	2015（H27）年度	2016（H28）年度	2017（H29）年度
高齢者	17件	18件	38件
障がい（児）者	2件	7件	3件
こども	63件	96件	86件

虐待の通報又は届出件数は年々増加傾向にあります。

高齢者については、虐待防止の取り組みとして、県、市、地域包括支援センター、民生・児童委員、医療機関、警察、地域住民の連携による虐待防止ネットワークの構築を図り、研修会の開催や介護者への支援など、高齢者虐待を防止する地域づくりの構築に向けて様々な施策を展開しています。

障がい（児）者については、障がい（児）者虐待防止や障がい（児）者の権利擁護に関する市民講座・研修会を開催し、市民理解を図っています。

こどもについては、関係課や関係機関との連携を図るための要保護児童対策地域協議会の開催や、児童虐待防止相談室の設置など、児童虐待の早期発見及び早期対応、その後の支援そしてフォローまでの切れ目のない総合的な対策を展開しています。

しかしながら、全国的には児童虐待の深刻な事件が頻繁に発生している現状にあることから、今後さらなる虐待防止に関する施策の展開が必要となっています。

目指すべき姿

- 誰もが地域で安全・安心に暮らしています。
- 誰もが困ったときに気軽に相談できる体制が構築されています。
- 虐待の無い社会が築かれています。

課題解決のための取組

- 虐待の早期発見、早期対応ができるよう、関係機関との連携を強化し、深刻な事態に発展しないようにします。
- 虐待対応を全ての対象者に拡充していきます。
- 高齢者と障がい（児）者の「虐待対策連絡会」を合同で実施することとし、委員の負担軽減と対応の迅速化を図ります。

それぞれの役割分担

自分自身でできること

- 一人で悩まず相談します。
- 身近な相談窓口の情報を収集します。

地域で共に取り組むこと

- 虐待に気づいたら、ためらわずに関係機関に通報します。
- 地域の見守り活動を実践します。

行政などができること

- 現状においても虐待対応については迅速な対応をしていますが、よりの確な対応が図れるよう関係機関との連携を強化していきます。

【社会福祉課・長寿福祉課・こども課】

○虐待については早期発見が非常に重要であることから、ライフライン業者との連携などを図ります。【社会福祉課・長寿福祉課・こども課】

高齢者・障がい者・こども虐待通報窓口

対象者	名称		担当地区	電話番号
高齢者	須賀川市	長寿福祉課	全域	0248-88-8116
	中央地域包括支援センター		須賀川・浜田	0248-88-8215
	西部包括支援センター		西袋・稲田・仁井田	0248-75-3222
	東部包括支援センター		小塩江・大東	0248-79-1551
	長沼・岩瀬地域包括支援センター		長沼・岩瀬	0248-67-3113
こども	須賀川市	こども課	全域	0248-88-8115
	県中児童相談所		県中管内	024-935-0611
	児童相談所全国共通ダイヤル		全国	189（いちはやく）
障がい者	須賀川市	社会福祉課	全域	0248-88-8112

第5章

笑顔で健やかに暮らせるまちづくり

3 福祉ネットワークの推進

5 子育て環境の充実

現状と課題

夫婦共働き世帯の増加や核家族化の進行などにより、子育てを行う環境が変化しており、若い世代が子育てに対して不安を抱えています。子育て世帯の孤立や不安を軽減し、こどもたちが健やかに成長できるよう、子育てを社会全体で支え合うという意識の醸成を図りながら、子育てを地域全体で支え合うためのネットワークを構築し、安心して子育てができる環境づくりが求められています。

このため、本市では子育てを地域全体で支える支援として、子育ての援助を受けたい方と子育ての援助を行いたい方を会員登録し、会員同士の相互援助活動を行うファミリーサポートセンター事業の実施や、放課後、こどもたちが安全に過ごすことができる居場所として、放課後児童クラブ、放課後子ども教室を設置するなど、安心して子育てできる環境の整備に努めています。

また、貧困家庭や孤食のこどもに食事を提供する「こども食堂」(※1)は、現在は利用者を限定せずに誰でも利用できる地域交流やこどもの見守りの機能を展開する場に変わりつつあり、設置数も全国的に増加しています。

市内では、民間団体が、月1回の「こども食堂」の開設及び、週1回のこどもの居場所づくり事業としての学習支援なども実施しています。

このほか、本市では貧困の連鎖を防ぐため、生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の小学生から高校生を対象に、個別訪問型の学習支援事業を展開し、将来の自立に向けた支援に取り組んでいますが、親との離別・死別などにより精神面や経済面で不安定な状況に置かれているひとり親家庭や、学校だけの学習では学力が身につけていないこどもに対する支援など、こどもの状況に応じた支援が求められています。

目指すべき姿

- 子育てを地域全体で支え合うための環境ができています。

課題解決のための取組

- 子どもたちが、地域で安心して過ごすことができるよう、地域全体で見守り、支援する環境づくりに努めます。
- 関係機関との連携を図りながら、子育て世帯の状況把握に努め、適切な支援を行います。

それぞれの役割分担

自分自身でできること

- 地域の子どもへ関心を持ちます。
- 地域の見守り活動などのボランティアに積極的に参加します。

地域で共に取り組むこと

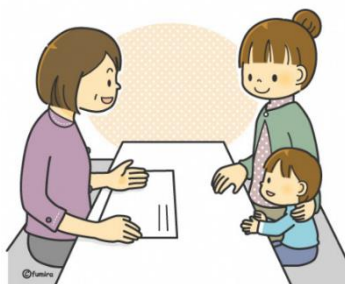
- 地域全体で子どもを見守る意識を持ちます。
- 子育てをする親子との交流の場をつくり、子育て世帯の孤立を防ぎます。

行政などができること

- 子どもたちが安心して過ごすことができる居場所や子ども食堂に対するニーズの把握、支援の在り方を検討します。【子ども課・社会

福祉協議会】

- 子育てに関する悩みなどを相談しやすい環境づくりに努めます。【社会福祉課、子ども課、学校教育課、健康づくり課】
- 子どもや子育て家庭の状況把握に努めるため、関係機関との連携を図りながら、家庭に応じた支援を行います。【社会福祉課、子ども課、学校教育課】
- 広報紙やホームページなどを活用し、子育てに関する情報を提供し、広く市民にPRします。【全庁】



- ※1 **子ども食堂**：地域のボランティアが子どもたちに対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取り組み（子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取り組みを含む）

第5章

笑顔で健やかに暮らせるまちづくり

3 福祉ネットワークの推進

6 制度の狭間への対応

現状と課題

国は、これからの福祉施策の展開として、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく、「我が事・丸ごと」の地域共生社会が実現することを今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとしています。

少子高齢化や地域社会の関係性の希薄化などの社会情勢の変化に伴い、各分野ごとの相談体制では対応が困難な世帯の複合化・複雑化した課題を抱えるケースや制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく地域の中で孤立しているケースなどを確実に支援につなげる仕組みづくりが課題となっています。

こうしたなかで、本市においても複合化・複雑化した課題や制度の狭間にあるケースの相談事例が増加傾向にあります。

今後は、制度の対象外、基準外、一時的なケースなどの制度の狭間にあるケースについて、実態調査を実施し、これらのケースの問題を解決するための仕組みづくりが課題となります。

目指すべき姿

- 誰もが地域で安全・安心に暮らせています。
- 必要なサービスが、サービスを必要としている人に、公平に行き渡っています。
- 市民の抱える課題に 대응することができるよう、制度の狭間や垣根を越えた対応ができています。

課題解決のための取組

- 制度の狭間にある課題について、実態調査を実施し、具体的な課題の把握に努めるとともに、課題解決のための施策について検討していきます。

それぞれの役割分担

自分自身でできること

- 一人で悩まず相談します。
- 身近な相談窓口の情報を収集します。

地域で共に取り組むこと

します。

- 隣近所で悩みを抱えている人へ積極的に相談窓口を紹介します。
- 実態調査に協力し、地域の課題について把握

行政などができること

○実態調査の結果により、課題解決のための施策を検討します。【社会福祉課】

- 制度の狭間にある課題を把握するために、地域力強化推進事業により地域の実態把握調査を実施します。【社会福祉課・社会福祉協議会】



第5章

笑顔で健やかに暮らせるまちづくり

3 福祉ネットワークの推進

7 生活困窮者への支援

現状と課題

生活に困窮している方の背景には、勤労世代の収入の減少や高齢化による経済的困窮、地域社会からの孤立などのさまざまな要因が複合的に絡んでいる状況があります。特に、ひきこもり（※1）については、本人が抱える個別の問題と家族間での先行きが見えない不安や心労、親自身の高齢化といった問題が複合することにより、ひきこもり状態の長期化、高年齢化につながっていると考えられます。

複合的な課題を抱えた生活困窮者に対しては、包括的な支援を早期に実施することが求められており、地域においては早期把握や見守りによる共生社会の実現に向けた地域づくりを進める必要があります。

本市においては、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、2015（H27）年4月より「生活困窮者自立支援事業」に取り組んでいます。「市生活相談支援窓口」を設置し、訪問支援（アウトリーチ）を含む相談支援員による自立に向けた継続的、個別的な支援を行っています。

2018（H30）年度においては、必須事業である自立相談支援事業と住居確保給付金の支給に加え、任意事業である就労準備支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業を実施し、相談窓口の充実を図っていますが、2018（H30）年10月に「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）」の施行により、自立相談支援事業の利用勧奨の努力義務が創設され生活困窮者の自立支援が強化されるなど、さらなる包括的な支援体制の整備を推進し、生活困窮者の自立を促進することが求められています。

目指すべき姿

- 生活困窮に陥った場合は、地域や行政の相談窓口を通じて、その人に合った支援を受けることができます。
- 行政による支援により、就労を開始するなど生活困窮から脱し、自立して暮らすことができます。

課題解決のための取組

- 生活困窮者の抱えている課題に対応するため、ニーズに応じた支援プランを作成し支援調整会議を開催するなど、関係機関と連携しながら包括的に支援を行います。
- 失業のため家賃の支払いが困難な生活困窮者に対する家賃補助（住居確保給付金）や、相談者の状況に応じた就労支援、基礎能力の形成を図る就労準備支援、家計管理能力の向上を図る家計相談支援などにより、自立に向けた支援を実施します。

それぞれの役割分担

自分自身でできること

○一人で悩まず、「市生活相談支援窓口」を利用します。

地域で共に取り組むこと

○民生・児童委員を中心に生活困窮者に対する見守りや声かけ活動を行います。
○生活に困窮している人がいた場合は、「市生活相談支援窓口」へ案内、連絡をします。

行政などができること

○市内関係部署やライフライン事業者と連携しながら「生活困窮者自立支援事業」を実施し、きめ細かい支援を図ります。【社会福祉課】
○「生活困窮者自立支援事業」「市生活相談支援窓口」について広く市民に周知します。【全庁】



※1 ひきこもり：仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態

第5章

笑顔で健やかに暮らせるまちづくり

3 福祉ネットワークの推進

8 全庁的な就労支援体制の確立

現状と課題

生活困窮者自立支援制度が対象とする「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」は、市民の中に多様なかたちで広がり、増加しています。

8050問題（※1）、ニート（※2）、ひきこもりなど、様々な要因で生活に困窮し、自立できない世帯が増加傾向にあり、従来の社会保障頼みの支援だけでは対応できなくなっています。

就労支援においても、寄り添い型支援と呼ばれる個別支援の充実とともに、従来の福祉施策や雇用施策、産業振興などに横串をさす、総合的な対策が求められています。

目指すべき姿

- 生活困窮者への就労支援の推進と就労機会の確保により、多様な社会参加を促進し、地域社会の一員として、支える・支えられるという一方的な関係から相互に支え合う地域社会になっています。
- 生活困窮者の自立という観点だけでなく、地域産業や地域活動における高齢化や人手不足など、地域が抱える問題の解決につながります。

課題解決のための取組

- 就労支援のノウハウがある担当部署と連携を図りながら、地域で「働く場」や「参加する場」を創出します。また、ひきこもり、ニートになった若者などに対し、生活習慣の形成や社会参加に向けての居場所づくりなど、一歩踏み出すための支援や、職場見学やボランティア、就労体験などを「生活困窮者就労準備支援事業」により積極的に推進します。

それぞれの役割分担

自分自身でできること

○一人で悩まず、「市生活相談支援窓口」に相談します。

地域で共に取り組むこと

○「生活困窮者就労準備支援事業」の支援を必要としている人に対し、「市生活相談支援窓口」に案内、連絡をします。

行政などができること

○雇用施策と連携しながら、「生活困窮者就労準備支援事業」の支援の充実を図ります。【社会福祉課、商工労政課】

○就労体験から一般就労へのスムーズな移行を利用者に提案するため、無料職業紹介事業（※3）について検討し、関係機関との連携を図りながら事業を展開します。【社会福祉課、社会福祉協議会】

○「生活困窮者就労準備支援事業」について広く市民に周知します。【全庁】



- ※1 8050（はちまるごーまる）問題：ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に50代前後のひきこもりのこどもを80代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題により親子共倒れになるリスクが指摘されています。
- ※2 ニート：職に就いておらず、学校などの教育機関に所属せず、就労に向けた活動をしていない15～34歳の未婚の者
- ※3 無料職業紹介事業：地方公共団体が、自らの施策に関する業務に付帯して職業紹介（求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者の間の雇用関係の成立をあっせんする。）を行うこと。

第5章

笑顔で健やかに暮らせるまちづくり

3 福祉ネットワークの推進

9 福祉サービスの質の向上と供給量の確保

現状と課題

第8次総合計画「須賀川市まちづくりビジョン2018」に掲げた4つの柱の一つの「笑顔で健やかに暮らせるまちづくり」のために、福祉サービスの質の向上と供給量の確保は非常に重要な課題となっています。

こどもに対する福祉では、市民アンケートで、須賀川市で子育てをしたいと思う3歳児以下のこどもを持つ保護者の割合が、96.5%と国の目標値の95%をすでに達成していますが、保育所に入れない、いわゆる待機児童数が、2016（H28）年には3人、放課後児童クラブの待機児童数も14人おり、これらの解消を目指すことが課題となっています。

高齢者福祉では、迅速な要介護認定や事業者の実地指導などの取り組みにより、市民アンケートの結果でも、指標となっている介護保険サービスの満足度は91.1%と高い水準になっていますが、今後、さらなる満足度の向上と介護予防や健康増進の取り組みにより、要介護状態とならない高齢者の割合を増加させる必要があります。

障がい福祉では、障がい児に対する保健・医療の連携により、障がいなどの早期発見や療育へのつながりが進んでおり、障がい児通所支援の利用者は増加傾向にあります。

一方では、施設入所待機者が2016（H28）年の時点で9人おり、今後、グループホームなどの整備などにより、現在の入所者の地域移行を促進するとともに、これらの待機者を解消していくことが課題となっています。

いずれの分野でも、増加し続けるサービス費用に対応するための財源の確保が大きな課題となっており、今後、ますますサービス適正給付や、健全な財政運営が求められています。

目指すべき姿

- 誰もが必要な時に必要なサービスを受けられる体制が構築されています。
- 福祉事業者のサービスの質の向上が図られています。
- 判断能力が不十分な高齢者や障がい者の権利擁護のため、成年後見制度等の利用を促進しています。

課題解決のための取組

●地域における福祉サービスのニーズを的確に把握し、須賀川地方地域自立支援協議会（※1）を中心とした分野横断的な組織で協議し、日常生活圏に配慮した福祉施設などの適正配置、福祉事業者を対象とした研修会などの実施により、サービスの質の向上や必要なサービス量の確保に努めます。

それぞれの役割分担

自分自身でできること

○意見や要望をしっかりと発信します。

○困ったときは、悩まず相談します。

○福祉サービスの制度や事業者について正しい知識を持ち、理解に努めます。

地域で共に取り組むこと

て、積極的に情報発信します。

○福祉事業者は積極的に地域のニーズに対応した事業に取り組みます。

○市民それぞれや地区で関心を持って、優良な福祉事業者を育成します。

○福祉事業者は、サービスの制度や内容につい

行政などができること

○利用者に対し、制度や内容を正しく伝えられるよう職員の資質向上に努めます。【社会福祉課・長寿福祉課・こども課】

○計画的かつ適正な福祉施設配置など、サービス提供に必要な環境を整備します。【社会福祉課・長寿福祉課・こども課】

○サービス提供のための財源を確保します。【社会福祉課・長寿福祉課・こども課】

○福祉事業者のレベルアップを目的とした研修会を開催します。【社会福祉課・長寿福祉課・こども課】

※1 須賀川地方地域自立支援協議会：障害者総合支援法に基づき、相談支援事業をはじめとする地域における障がい者などへの支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、須賀川市、鏡石町、天栄村の3市町村が共同で設置しています。

第5章

笑顔で健やかに暮らせるまちづくり

3 福祉ネットワークの推進

10 須賀川市社会福祉協議会との連携強化

現状と課題

社会福祉協議会は、地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、地域住民が参加する福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体で、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする組織です。

社会福祉法人須賀川市社会福祉協議会（以下、本項では「市社協」といいます。）は、昭和27年に社会福祉事業法に基づき設立され、以来地域福祉の推進を本市と車の両輪の形で担ってきました。

本市が市社協に委託している事業は以下のとおりです。

- ◆高齢者に関すること◇地域包括支援センター運営事業◇生きがい支援ふれあい事業◇軽度生活援助事業◇認知症カフェ（ポータンカフェ）（補助）◇すかがわ見守り・徘徊 SOS ネットワーク事業
- ◆生活に関すること◇弁護士による法律相談◇まごころ福祉サービス◇地域ふれあい事業◇心配ごと相談所◇就労準備支援事業
- ◆児童福祉に関すること◇須賀川市ファミリーサポートセンター◇家庭訪問型子育て支援事業（ホームスタートすかがわ）◇産前産後家庭支援ヘルパー派遣事業
- ◆障がい者福祉に関すること◇相談支援事業所
- ◆地域を支える福祉活動に関すること◇福祉バス運行補助事業・ボランティアセンター

今後、本市が市社協に委託を予定している事業は以下のとおりです。

- ◆地域共生社会の実現に関すること◇多機関の協働による包括的相談支援体制構築事業◇基幹相談支援センター業務◇生活困窮者自立支援相談窓口業務◇子育て世代包括支援センター◇地域力強化推進事業（コミュニティソーシャルワーカーの配置など）◇全世代・全対象型すかがわ SOS 見守りネットワーク事業◇住宅セーフティネット相談窓口業務など

本市が目指す地域共生社会の実現に向けては、行政だけでは到底実現は困難であるため、市社協の今後の活動が非常に重要になっています。

これらの事業を進めていく中で、行政と市社協の役割分担を明確にし、各事業の持続可能性を担保する財源の確保などが課題となります。

目指すべき姿

- 地域共生社会の実現のため、地域住民が主体的に地域の課題を把握し解決を試みる体制を構築し、行政と市社協が全面的にバックアップしています。
- 市社協の安定的な運営ができています。

課題解決のための取組

- 市社協の安定的経営を支援するとともに、時代に即した業務内容の見直しを図り、地域共生社会の実現に向け行政と市社協が協力していきます。

それぞれの役割分担

自分自身でできること

- 市社協の会員になります。
- 市社協の行事などに参加します。
- 相談窓口を利用します。

地域で共に取り組むこと

- 共同募金などの募金活動に地域をあげて協力します。
- 地域をあげて市社協の活動に協力します。

行政などができること

- 市社協の安定的運営を支援するための運営費（人件費）補助事業を今後も継続していきます。【社会福祉課】

○社会情勢の変化などに対応するため、既存の委託業務については適宜見直しを図っていきます。【社会福祉課・長寿福祉課・こども課】

○今後市社協に委託が想定される業務については、適正な委託料を積算するとともに、事業の継続や事業内容の検討を市社協と協議しながら進めます。【社会福祉課・関係課】

○委託料の積算にあたっては、本市と市社協との積算に関する協定を締結し委託料の適正化を図ります。【社会福祉課・関係課】

第5章

笑顔で健やかに暮らせるまちづくり

3 福祉ネットワークの推進

1 1 ボランティアやNPO活動の推進

現状と課題

2018（H30）年4月現在のボランティア・NPO団体数は、市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されたボランティア団体が51団体、市民活動サポートセンターに登録された市民活動団体が69団体の計120団体で、年々増加していますが、会員の高齢化や活動資金確保などの課題があります。

目指すべき姿

- 市民による主体的な地域づくり活動が推進されています。

課題解決のための取組

- 市民活動サポートセンター情報誌の発行による情報提供をします。
- 市民交流センター内に市民活動サポートセンターを設置します。
- 助成金活用の情報提供や研修会を開催します。

それぞれの役割分担

自分自身でできること

○ボランティア活動に積極的に参加します。

地域で共に取り組むこと

○ボランティア活動を地域にPRし、地域住民の参加の機会を設けます。

行政などができること

民活動サポートセンター】

○助成金活用の情報提供や研修会を開催します。【市民活動サポートセンター】

○組織強化のための研修会を開催します。【市



